

特 記 仕 様 書

委 託 名： 令和7年度都市公園維持管理業務委託その2

令和7年4月

第 1 総 則

本特記仕様書は、令和 7 年度都市公園維持管理業務委託その 2 に適用する。

第 2 適 用

受託者は、本特記仕様書に記載された事項について、疑義を生じた場合又は、本特記仕様書に定めない事項については、委託者、受託者協議のうえこれを定める。

第 3 着 手

本委託業務の着手に際し、地域住民に対して工事着手を P R し、業務原因によるトラブル、苦情の生じないように行うこと。

また、業務原因による苦情が生じたときは、すみやかに処理することに努めなければならない。

受託者は、業務履行する前に、別表に表す各種書類を提出しなければならない。（第 5 提出書類参照）

第 4 細 部

- （１） 公園内における樹木管理については、植栽状況を十分把握し、その上にたってその樹木本来の役割、機能を十分発揮するように、健全に育成し維持させることを念頭におかななければならない。

樹木の管理計画を策定するにあたっては、植物としての樹木の生理機能、伸長、萌芽、肥大、充実等の一般的事項のほか、病虫害の発生時期等季節的、気候的要因による各種影響について十分認識し、それぞれの管理作業が樹木の生理や発育のリズムを狂わすことのないように、また時期を失わないで的確に行われるように作業項目及び時期を明示しなければならない。

- （２） 剪定、除草作業に当たっては民地より張り出した樹木等と一緒に切らないように十分注意すること。
- （３） 薬剤散布、剪定、除草作業等に当たっては、現場指揮者は通行人又は作業員に事故等が起こらないように十分注意するとともに作業員の教育を徹底すること。
- （４） 本委託業務の薬剤散布の実施にあたっては、周辺住宅への事前予告をビラで行ない、周知に努めなければならない。また、薬剤散布中は公園を閉鎖して、風向き等を十分配慮し、付近への注意を払いながら実施しなければならない。（必要があれば防護シート等より養生を行うこと。）そして薬剤散布後には、出入口に『薬剤散布した後ですので注意してください。』などの注意看板を設置し、安全に努めなければならない。

- (5) 本委託業務の除草、芝刈り、剪定等により発生した燃えるものは、富田林市にある南河内環境事業組合へ搬入し、処分するものとする。

南河内環境事業組合へ搬入するにあたっては、町の証明書が必要となるため、運搬する際には、町へ立ち寄り、監督職員の指示に従うものとする。

また、南河内環境事業組合の処分費用については、搬入時に随時、請負者により支払い、実施数量にて清算を行うものとする。

- (6) 剪定枝については1m以内、丸太(φ150)については1m 50cm以内に切断し、南河内環境事業組合に搬入するものとする。

- (7) 本委託業務の除草、芝刈り、剪定等により発生した燃えるもの以外のものを南河内環境事業組合に搬入してはならない。本委託業務の清掃により発生した燃えるもの、ビン・カン等の燃えないもの及びペットボトルは、ビニール袋(透明なもの)に仕分けをして、町が指定する場所へ搬入するものとし、ペットボトルについてはキャップとラベルをはずすものとする。

また、公園より発生したもの以外のものを混入してはならない。

- (8) 写真は、何を目的に撮っているかを明確にすること。
- (9) 業務中に検査や指示を受けた事、又は委託変更を協議した事等を、すべて打ち合わせ簿に整理しておき、監督職員の確認を受けること。
- (10) 作業は、平日午前9時から午後5時までとし、休日は作業を行わないこと。

第 5 提 出 書 類

委託者は、指定期日までに関係の書類を提出しなければならない。

(1) 委託関係提出書類一覧

	書 類 名	作 成 者	宛て名	部数	提 出 期 日	摘 要
着 手	着 手 届	受 託 者	契約者の甲	1	着手の日	
	工 程 表	〃	〃	1	契約後 1 4 日以内	
	現場代理人等通知書	〃	〃	1	契約後遅滞なく	
	現場代理人等経歴書	本 人	〃	1	〃	
	実施工程表	現場代理人	監督職員	1	業務着手前	
	施工計画書	〃	〃	1	契約後15日以内	変更が生じた場合必要に応じ追加変更する。
委 託 期 間 中	業務月報	現場代理人	監督職員	1	上半期分20日まで・下半期分翌月5日まで	
	段階確認願	〃	〃	1	事前に	
	委託写真帳	〃	〃	1	監督職員の指示するとき	
	打 合 簿	監督職員・現場代理人相互間		1	打合わせの都度	
	計量伝票			1	監督職員の指示するとき	
完 了	完成通知書	受 託 者	契約者の甲	1	業務完了の日	
	引 渡 書	〃	〃	1	引渡しするとき	
	請 求 書	〃	〃	1	請求しようとする日	
	計量伝票					

※この他にも監督職員により必要と指示されたものはその都度提出すること。